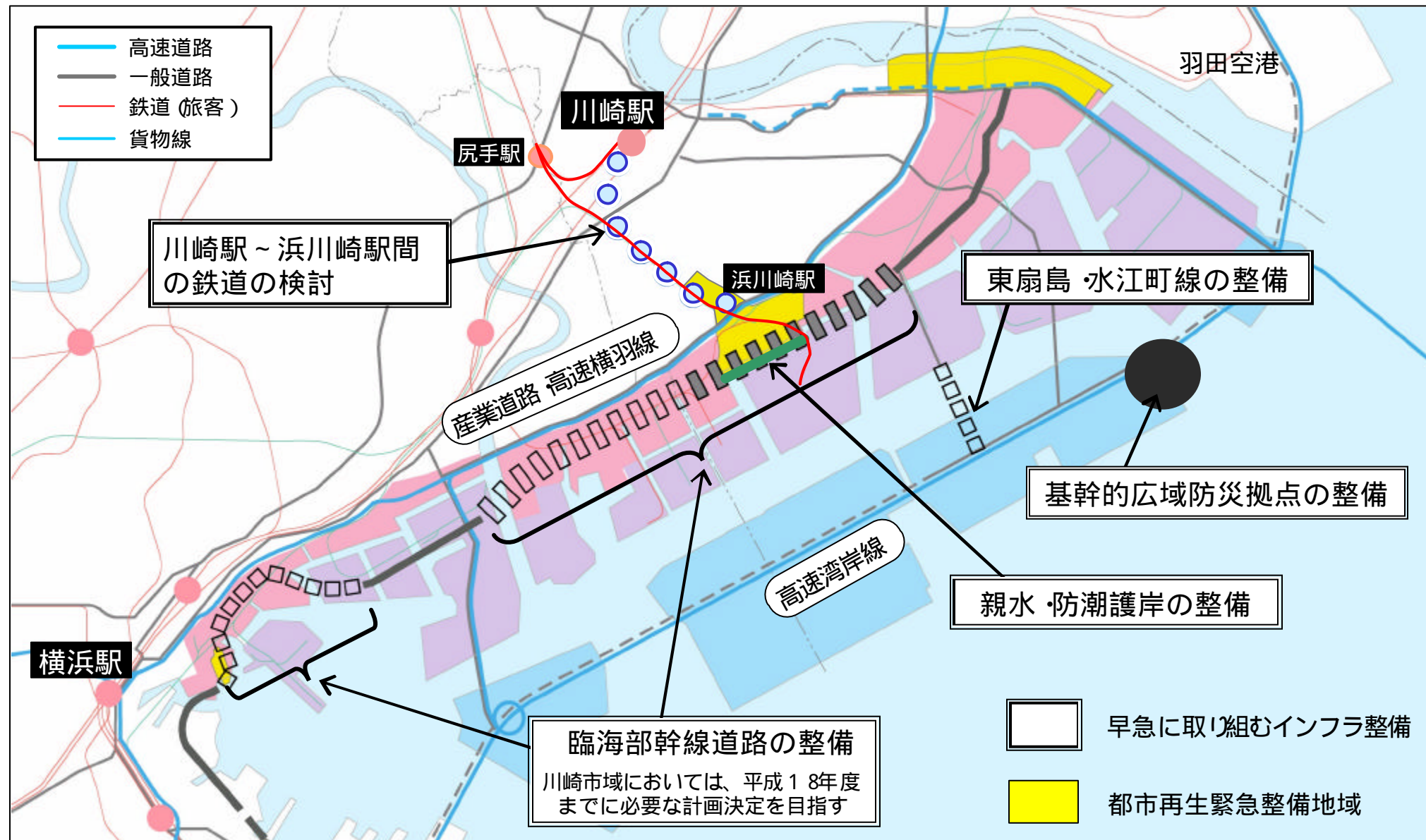


京浜臨海都市再生予定地域について(報告)



位置	土地利用の方向 「ものづくり拠点」としての性格を引き続き有しつつ以下の展開を促進	構造改革特別区域との相乗効果
臨海部第1層	研究開発機能をはじめ、新たに都市的機能を導入 都市再生緊急整備地域において大きく土地利用を転換 (地震防災フロンティア研究センター、理化学研究所等が立地済み)	外国人研究者受入促進等、研究環境の確保
臨海部第2層	従来産業機能の高度化・高付加価値化 環境産業等の集積促進 (廃プラ・家電等のリサイクル、川崎ゼロエミッション工業団地等が立地済み)	低公害燃料であるDME試験研究施設の設備変更に伴う手続きの簡素化による試験研究の加速化
臨海部第3層	引き続き、国際・国内の物流機能を中心に展開 (かわさきファズ総合物流センター、横浜港流通センター等が立地済み)	税関手続き時間の延長等による貿易の促進

京浜臨海都市再生予定地域について

1. 京浜臨海都市再生予定地域協議会の趣旨等

京浜臨海地域を、関係省庁、地方公共団体等が一体となって再生するため、早急に取り組むべき事項等を取りまとめ。

[協議会メンバー]

内閣官房都市再生本部事務局、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、神奈川県、横浜市、川崎市、都市基盤整備公団

2. 経緯

平成14年10月 4日 都市再生本部において、都市再生予定地域の設定（約4,400ha）

11月18日 京浜臨海都市再生予定地域協議会設置

- ・ 協議会幹事会等開催（4回）
- ・ 横浜市及び川崎市の現地にて、地元企業（数十社）との意見交換を実施

平成15年 6月17日 京浜臨海都市再生予定地域協議会とりまとめ

（参考）都市再生予定地域の設定

都市再生緊急整備地域の指定をするまでの都市開発事業の熟度や関連する公共施設の具体性など条件整備が整わない場合には、都市再生本部において、都市再生緊急整備地域の指定に準じた手続きにより「都市再生予定地域」を設定し、この枠組みの中で、関係者が意見調整を行い、条件整備を迅速に進めるものとする。

都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定）より抜粋

3 . 京浜臨海都市再生予定地域の方向と早急に取り組むべき主要な事項（協議会とりまとめの概要）

- (1) 「ものづくり拠点」としての性格を引き続き有しつつ、新たな土地利用を展開
- ・臨海部第1層は、バイオ、レスキューロボット等の研究開発機能をはじめ、新たに都市的機能を受け入れ。先行的に整備を進める3地域については、都市再生緊急整備地域に指定（平成14年10月）し、大きく土地利用を転換。
 - ・臨海部第2層は、従来の産業機能の高度化・高付加価値化のほか、環境産業等を導入。
 - ・臨海部第3層は、引き続き国際・国内の物流拠点機能を中心に展開。
- (2) 上記に必要なインフラとして、以下を実施
- ・臨海部幹線道路の整備を促進。特に川崎市域においては平成18年度までに必要な港湾計画の変更及び都市計画決定を目指す。その一部において早期事業化。
 - ・川崎駅～浜川崎駅間の鉄道整備について、沿線周辺の都市開発状況等を踏まえつつ、事業主体、整備手法等を検討。
 - ・外貿コンテナ機能の強化、静脈物流拠点の形成及び臨港道路東扇島・水江町線の整備。
 - ・東扇島において基幹的広域防災拠点を整備。
 - ・土地利用転換を契機として新たな防潮護岸等を整備。 等
- (3) 併せて、構造改革特別区域による規制緩和との相乗効果を実現
- 内容は、外国人研究者の受け入れ促進等研究環境の確保、税関手続き時間の延長等による貿易の促進、DME試験研究施設の設備変更手続きの簡素化による試験研究の加速化。
- (4) 今後、臨海部全体の動向を見据えつつ、広域的な観点から、基盤整備、産業立地の促進について検討